

労働者派遣事業における情報について

労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき、労働者派遣事業に関する以下事項についてお知らせします。

宮城県シルバー人材センター連合会
仙台市事業所

1. 派遣労働者数

令和7年6月2日付 175 人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

令和6年度派遣先事業所数 70 件

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額…A

令和6年度労働者派遣の料金（1日8時間あたり） 12,041 円

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額…B

令和6年度労働者派遣の賃金（1日8時間あたり） 9,142 円

5. マージン率⇒(A－B)÷A、小数点第2位以下を四捨五入

令和6年度 24.1%

※マージンには営業利益以外に法定福利費、その他の経費（派遣労働者有給休暇費用、訓練費、労務管理費）が含まれています

6. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

上記の労使協定は締結していない

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

【教育訓練の内容】

テキストによるマナー等の基礎研修、接遇・マナー研修、メンタルヘルス研修、派遣就業に必要な各種技能講習

【キャリアコンサルティングの相談窓口】

仙台市シルバー人材センター

TEL:022-214-6262

【福利厚生】

労災保険、有給休暇制度、指定宿泊施設会員割引制度等（指定宿泊施設の詳細は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページにある「指定宿泊施設」をご覧ください）
